

藍野大学 競争的資金等の物品発注手続き 及び物品検収業務に関する取扱規程

[2007年12月13日制定]

最近改定 2024年3月7日

(目的)

第1条 この規程は、競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「物品」とは、備品、図書、消耗品、印刷物をいう。

(物品発注方法)

第3条 競争的資金等における物品の購入は、次の方法により行う。

- (1) 物品購入については、研究代表者等が見積書を添付の上、所定の決裁手続きを行う。
- (2) 決裁後、研究代表者等より発注手続きを行う。
- (3) 必要に応じて、決裁者の了承を得た上で、研究者が立替購入することができる。ただし、必ず購入内容が判別できる領収書等をそろえなければならない。

(相見積)

第4条 物品購入に際しては、原則として、相見積を徴取しなければならない。

(検収確認業務)

第5条 物品が納品された時は、学生支援グループで実物を確認し、納品書に納品日付及び検収確認印を押印する。なお、研究用機材については、研究者及び学生支援グループ双方が立ち会うものとする。

- 2 立替購入の際も学生支援グループで実物と確認し、納品書等に納品日付及び検収確認印を押印する。

(証拠書類)

第6条 学生支援グループは、物品を購入した場合、見積書、納品書、請求書、領収書を保管しなければならない。

- 2 前項に定める証拠書類のほか、競争的資金等の取扱いにより必要なものは保管しなければならない。

(業者への説明)

第7条 取引業者に対し、競争的資金等の適正な使用と管理について説明をし、誓約書(様式1)の提出を求めるものとする。

(業者への取引停止等)

第8条 藍野大学競争的資金等規程第3条第1項に定める最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対して、取引停止を行うものとする。ただし、不正取引の内容を鑑み、取引停止の期間

を定めることができるものとする。

- 2 不正な取引とは、次のものをいう。
- (1) 契約書を含めた書類の虚偽記載
 - (2) 取引業者の贈賄
 - (3) 独占禁止法違反の行為
 - (4) 競争入札妨害又は談合
 - (5) 不正又は不誠実な行為

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年12月13日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、2020年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月7日から施行する。

様式1（第7条関係）

藍野大学 学長 殿

誓 約 書

弊社は、貴学からのご依頼の趣旨を十分に理解し、関係する法令・通知及び貴学が定める規程等を遵守し、不正に関与いたしません。また、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費(科学研究費助成事業等)による全ての物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧、提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、貴学の研究者からの不正行為の依頼があった場合には、貴学に通報いたします。

万一、弊社が不正に関与した場合、取引停止を含むいかなる対応を講じられても異議はありません。

年 月 日

住所

会社名

代表者又は事業主名